

# "10+2" Program: Advance Trade Data Elements

\*\*\* 以下Cnee Number 以外は必須項目 \*\*\*

SHIPPER NAME:	
CONSIGNEE:	
AMS B/L#:	
H.B/L #:	
M.B/L #:	
VESSEL/VOY	
POL/ETD	
POD/ETA	

Consignee/Importer will be required to file the following 10 data elements with CBP:

1. Manufacturer (or Supplier) Name & Address / 製造業者若しくはサプライヤーの名前と住所

--

2. Container Stuffing Location / コンテナ詰めされた場所

--

3. Seller Name & Address / 販売者の名前と住所

--

4. Consolidator Name & Address / 混載業者(orコンテナ詰め業者)の名前と住所

--

5. Buyer Name & Address / 買主の名前と住所

--

6. Ship to Name & Address / 配送先の名前と住所

--

7. Importer of Record / 輸入者

--

8. Consignee Number / 荷受人番号

--

9. Country of Origin / 原産国

--

10. Commodity Harmonized Tariff Schedule Number (HS CODE 6 or 10 digit) / 統計品目番号

--

\*\*\* 注意事項 \*\*\*

1. 提出期限 : CUT日の前日のPM 12:00

\* ファイリングが不適切な場合、船積差し止め、荷揚げ拒否の他、課徴金の徴収(USD 5,000.00)などの対処になります。  
お客様のリスクヘッジのためにも、期日に余裕を持ってご提出頂けますようお願いいたします。

2. IFS(10+2)について

\* 米国税関及び米国情境警備局(US Customs and Boarded Protection/CBP)により、  
新規則である(Import Security Filing/ISF)が2010年1月26日より本適用となります。  
提出自体は、米国輸入者様もしくはその代理店様に提出義務は御座いますが、提示情報の中には、積出地側の情報も  
含まれておりますので、米国輸入者様とご確認の上、提出義務に支障が無い様、ご協力の程お願い申し上げます。

\* 対象海上貨物

- ・ 米国向け貨物:ISF-10
- ・ 米国で荷揚げし、第三国(カリブ・中南米等)に配送する貨物:ISF-5
- ・ 米国で荷揚げはされ無いが、寄港する本船に積載されている貨物:ISF-5